

改正後

個⑥086 申告書第四表（二）（損失申告用）

■平成 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（損失申告用）FA0058■

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額						72	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						73	
変動所得の損失額						74	
被災資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額	⑤保険金などで補填される金額	⑥差引損失額（④－⑤）
山林以外 事業用額	営業等・農業			・	円	円	75
	不動産			・			76
	山林			・			77
山林所得に係る被災事業用資産の損失額						78	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額						79	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類			⑦前年分までに引ききれなかった損失額	⑧本年分で差し引く損失額	⑨翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額（⑦－⑧）
A 年 (3年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円	/
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
B 年 (2年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	/
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
C 年 (前年)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				⑩	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額				⑪	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				⑫	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				⑬	円	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額				⑭	円	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額				⑮	円	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額				⑯	円	
資産				整理欄		

第四表(二)
(平成二十五年分以降用)
○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

改正前

個⑥086 申告書第四表（二）（損失申告用）

■平成 年分の所得税の申告書（損失申告用）FA0057■

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額						70	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額						71	
変動所得の損失額						72	
被災資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	④損害金額	⑤保険金などで補填される金額	⑥差引損失額（④－⑤）
山林以外 事業用額	営業等・農業			・	円	円	73
	不動産			・			74
	山林			・			75
山林所得に係る被災事業用資産の損失額						76	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額						77	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類			⑦前年分までに引ききれなかった損失額	⑧本年分で差し引く損失額	⑨翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額（⑦－⑧）
A 年 (3年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	円	/
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
B 年 (2年前)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	/
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
C 年 (前年)	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/
			山林所得の損失			
	年が白色の場合	変動所得の損失				
		被災事業用資産の損失	山林以外 山林			
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				
		雑損失				
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額				78	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額				79	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額				80	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額				⑩	円	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額				⑪	円	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額				⑫	円	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額				⑬	円	
資産				整理欄		

第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）